

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者による自主測定結果について

平成17年8月5日
環境生活部環境政策課
課長：関屋建三
担当：嘉村 隆
連絡先：083-933-3034

「ダイオキシン類対策特別措置法」(以下「法」という。)第28条の規定に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者によるダイオキシン類の汚染状況の測定(自主測定)結果を取りまとめましたので、その概要を下記のとおり公表します。

記

1 自主測定に係る報告状況

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに報告された自主測定結果は、次表のとおり。

区 分		排出ガス	排出水	ばいじん	焼却灰
報告対象施設数		209	60	120	158
報告数		207	60	118	156
未報告数		2	0	2	2
基準適合施設数		207	60	-	-
基準不適合施設数		0	0	(11)	(2)
ダイオキシン類濃度範囲	(単位)	(ng-TEQ/m ³ N)	(pg-TEQ/L)	(ng-TEQ/g)	(ng-TEQ/g)
	最小値～最大値	0～10	0.00015～3.1	0～54	0～8.8
	平均値	0.96	0.34	1.67	0.22
	中央値	0.17	0.041	0.25	0.013

- (注) 1 報告対象及び報告数は、施設の数(炉の数等)を示す。
2 報告対象施設数は、届出施設数から休止中、建設中等の施設数を除いている。
3 3ng-TEQ/gを超えて特別管理産業廃棄物に該当する施設数
4 施設別の排出基準適合状況等の詳細は、別紙のとおり。

2 測定結果

- (1) 排出ガス及び排出水における排出基準の適合状況
報告のあった排出ガスに係る207施設及び排出水に係る60施設は、すべて排出基準に適合していた。
(2) ばいじん、焼却灰の特別管理産業廃棄物該当状況
ばいじんが11施設、焼却灰が2施設で特別管理産業廃棄物に該当しており、適正な保管と処分について指導・確認した。

3 未報告者に対する対応

未報告者(2施設)に対して測定及び結果報告を指導したところ、5月までに測定結果が報告された。そのうち、1施設(廃棄物焼却炉)は、排出基準を超過していたので、直ちに立入・指導を実施した結果、当該施設は廃止された。

また、特別管理産業廃棄物に該当する当該施設のばいじんは、適正に保管されていることを確認した。

(報告が遅れた基準超過の民間事業者についての状況等は次のとおり)

測定日	報告日	測定結果		基準値	立入調査日	施設廃止届出日
17.3.21	17.4.25	排出ガス	31ng-TEQ/m ³ N	10	17.4.26	17.4.28
		ばいじん	51ng-TEQ/g	3		(17.4.21廃止)

注) 当該施設は廃棄物処理法の許可施設には該当しない。
平成17年3月22日以降、施設は使用されていない。

別添1 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設及び設置者による測定(自主測定)結果